

## 「公共用水域水質環境基準等に係る告示の一部を 改正する告示」の公布 環境省



公共用水域水質環境基準測定方法等に引用している日本工業規格(JIS K0102;工場排水試験方法)が平成20年3月20日付けで改正され、国際規格であるISOとの整合性が図られました。

この改正を受け、環境省では同規格の改正内容のうち、一部を公定分析法に適用するための告示を平成20年4月1日付けで改正しました。

なお、今回の改正は、これまで適用されていた分析法が使用できなくなるものではありません。概要は以下の通りです。

### <改正された告示について>

- ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の測定方法(昭和46年12月環境庁告示第59号)
- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準の測定方法(平成9年3月環境庁告示第10号)
- ・排水基準の検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)
- ・特定地下浸透水の有害物質による汚染状態の検定方法(平成元年8月環境庁告示第39号)
- ・地下水の水質の浄化基準及び削減目標に係る測定方法(平成8年9月環境庁告示第55号)

### <改正の内容>

- (1) ぶっ素: 懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する試料について、水蒸気蒸留による前処理を実施することにより、イオンクロマトグラフ法を適用可能とする。
- (2) ほう素: 告示の表現の修正であり、公定分析法に係る実質的な変更なし。
- (3) 砒(ひ)素: これまでの測定方法に加え、JIS K0102に新たに採用されるICP質量分析法も使用できることとする。
- (4) セレン: これまでの測定方法に加え、JIS K0102に新たに採用されるICP質量分析法も使用できることとする

当社では環境水・排水の分析には実績があり、多検体、短納期での分析体制を整えています。上記の改訂内容につきましても、対応いたして参ります(試料の性状による)。

お気軽にお問い合わせください。

資料 2008年4月1日付 環境省報道発表資料

無機分析箇所 竹下尚長